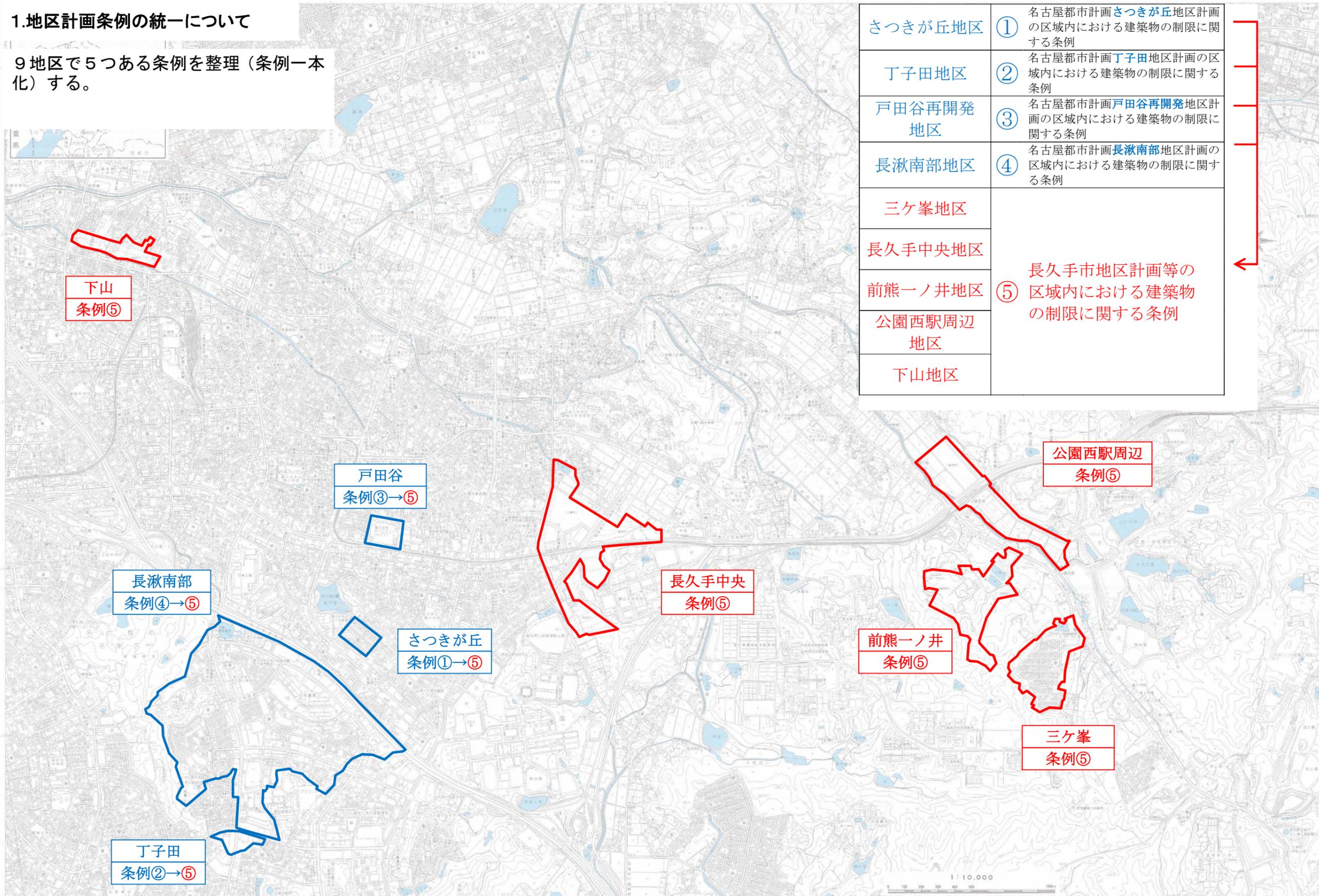


1.地区計画条例の統一について

9地区で5つある条例を整理（条例一本化）する。

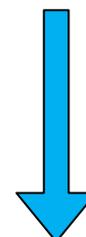


2. 建築基準法の一部改正について

H30年度から新たに用途地域が追加されることにより、基準法別表第2にて号ずれが発生するため、法別表第2を引用している本条例を建築基準法に合わせて改正する。

建築基準法別表第2

号	改正前		改正後	号
(と)	準住居地域		準住居地域	(と)
(ち)	近隣商業地域		(追加) 田園住居地域	(ち)
(り)	商業地域		近隣商業地域	(り)
(ぬ)	準工業地域		商業地域	(ぬ)
(る)	工業地域		準工業地域	(る)



以下、号ずれ

条例一部抜粋

対象区域の 名称	ア 計画地区の 区分	イ 建築することが できる建築物	ウ 建築物の容積率の 最高限度	...
長久手中央地区 整備計画区域	G地区	(1) 法別表第2 (ぬる) 項第1号及び第2号に掲げるもの (2) 令第130条の9に掲げる建築物。ただし、表の数量が 準工業地域欄によるものは、この限りでない。 (3) 公衆浴場 . . .		
...				

3. 地区計画の表現の統一について

床面積の合計が15㎡を超える畜舎。

ただし、ペットショップ、動物病院その他これらに類するものを除く。